

令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰等の経営課題を抱える中、生産性向上に資する設備投資を行う中小企業者に対し、予算の範囲内において、君津市補助金等交付規則（昭和 4 6 年君津市規則第 1 3 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業者（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和 5 2 年法律第 7 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する大企業者をいう。以下同じ。）

が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業者が所有している中小企業者

ウ 大企業者の役員又は職員が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでのいずれかに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ アからウまでのいずれかに該当する中小企業者の役員又は職員が役員総数の全てを占めている中小企業者

(2) 生産性向上に資する設備投資 機械装置又はシステムの導入又は改修であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 次のいずれかにより、従来と同量以上の製品を製造し又は従来と同等以上の商品若しくはサービスを提供できるようになること。

(ア) 製品の製造工程又は商品若しくはサービスの提供過程を自動化することにより、従来よりも少ない労働力とする。

(イ) 従来と比較して短時間又は少ない製造工程若しくは提供過程とする。

イ 製品、商品又はサービスを高付加価値化し、新しい製品を製造し又は商品若しくはサービスを提供できるようになること。

ウ 製品、商品又はサービスの販路拡大をすることにより、従来よりも多くの製品、商品又はサービスを提供できるようになること。

(3) パートナーシップ構築宣言登録企業 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議が創設した取引先との共存共栄の関係を築くための宣言を行い、公益財団法人全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトにその旨が公表された企業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事務所又は事業所を有し、かつ、市内で操業を開始してから1年以上経過していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、かつ、同条第3号に規定する暴力団員等が代表者、理事、監事若しくはこれらに準じる者となっていないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業を営んでいないこと。

(5) 事業に必要な届出又は許認可等を取得していること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、生産性向上に資する設備投資であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象者が市内の事業所に設置し、かつ、事業専用を使用するものであること。

(2) 補助対象者が自ら機械装置を製作し又はシステムを構築するものでないこと。

(3) 補助対象者が自らと資本関係にある事業者、補助対象者の代表者の3親等以内の親族が経営する事業者、補助対象者とフランチャイザー等に発注するものでないこと。

- (4) 中古品でないこと。
- (5) リース契約又は割賦契約に基づき設置するものでないこと。
- (6) 国、県等の他の補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 費用の支払いが令和9年1月29日までに完了するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 農産物の生産に係る事業
- (2) 車両を購入する事業
- (3) パソコン、タブレット、携帯電話、ルーター、事務用プリンター、複合機その他の汎用的に使用可能な情報機器を購入する事業
(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費の合計額とする。

- (1) 生産性向上に資する設備投資に要する経費
- (2) 機械装置等の運搬又は据付に要する経費
- (3) 第1号の生産性向上に資する設備投資に伴う既存の機械装置又はシステムの廃棄又は処分に係る経費（第1号の経費と前号の経費を加えた額の2分の1の額を限度とする。）

2 補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

3 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和8年12月28日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 設備等の設置予定場所の現況写真
- (3) 補助対象事業の内容及び経費の内訳がわかる書類
- (4) 定款の写し又は登記事項証明書（個人事業者にあつては、代表者の公的身分証明書の写し）
- (5) 市税の納付状況調査同意書

(6) 誓約書（別記第3号様式）

(7) パートナーシップ構築宣言にかかる宣言書の写し（パートナーシップ構築宣言を実施している場合に限る。）

(8) 賃上げ計画の表明書（別記第4号様式）及び賃金台帳の写し（賃上げを実施する場合に限る。）

(9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付決定（却下）通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（事業変更の承認申請等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条の規定により申請した内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金変更承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金変更承認（不承認）通知書（別記第7号様式）により当該補助事業者に通ずるものとする。

3 補助事業者が、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金中止（廃止）届出書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業の遂行状況について、市長から要求があったときは、速やかに令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金事業遂行状況報告書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金実績報告書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和9年1月29日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る領収書又は振込受付書の写し

(2) 設備投資後の現況写真

(3) 賃上げ後の賃金台帳の写し（賃上げを実施する場合に限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金確定通知書（別記第11号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付請求書（別記第12号様式）を令和9年2月26日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。

(4) 第8条第3項の規定による事業の中止又は廃止の届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付決定取消通知書（別記第13号様式）によりその者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金の全部又は一部を交付しているときは、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金返還命令書（別記第14号様式）により、その者に対し期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産について補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって適切に管理し、その

保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするとき（以下「財産処分等」という。）は、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金財産処分等承認申請書（別記第15号様式）により、市長の承認を得なければならない。
- 3 市長は、前項の承認をした者に対し、当該承認に係る財産の処分等により収入があるときは、その収入の一部又は全部を市に納付させることができる。
- 4 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 5 規則第20条第4号の市長が定める機械及び重要な器具は、取得価額が50万円以上のものとする。

（事業状況の報告）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、令和9年度から令和11年度までの間、必要に応じて、決算、賃金及び財産の管理の状況等について報告を求めることができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（失効等）

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第15条及び第16条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第5条第2項）

区分	補助率	補助限度額
次のいずれにも該当する補助対象者 (1) パートナーシップ構築宣言登録企業であること。 (2) 賃上げ（第6条に規定する交付申請書を提出する時点から第10条に規定する実績報告書を提出する時点まで引き続き在籍している常時使用する従業員に対して、実績報告書を提出する時点の基本給（労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条に規定する賃金台帳に記入する基本給をいう。以下同じ。）を、交付申請書を提出する時点の基本給と比較して1.5%以上増額させること。以下同じ。）を実施すること。	3分の2	150万円
次のいずれかに該当する補助対象者 (1) パートナーシップ構築宣言登録企業であること。 (2) 賃上げを実施すること。	2分の1	120万円
上記以外の補助対象者		100万円

別記第1号様式（第6条）

令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付申請書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

代表者氏名

令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金の交付を受けたいので、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 設備等の設置予定場所の現況写真
- (3) 補助対象事業の内容及び経費の内訳がわかる書類
- (4) 定款の写し又は登記事項証明書（個人事業者にあつては、代表者の公的身分証明書の写し）
- (5) 市税の納付状況調査同意書
- (6) 誓約書（別記第3号様式）
- (7) パートナーシップ構築宣言にかかる宣言書の写し（パートナーシップ構築宣言を実施している場合に限る。）
- (8) 賃上げ計画の表明書（別記第4号様式）及び賃金台帳の写し（賃上げを実施する場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

事業計画書

1 事業者概要

名 称	
代表者氏名	
住 所	
電話番号	
資本金又は 出資金の額	
従業員数	
設立年月日	
主要株主等 (10%以上)	
事業内容	

2 補助対象経費

No.	製品名	型番	単価 (税抜)	数量	設置費等 (税抜)	補助対象 経費
1						
2						
3						
補助対象経費合計						

3 資金調達方法

資金調達方法	金額

4 設備投資の内容

① 導入する設備の内容

(導入する設備の製品名、性能、スペック等を記載)

② 改善効果

(設備導入により、どのように「生産性向上」に繋がるかについて記載)

誓約書

私は、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、既に交付を受けている場合は全額を返還することに同意します。これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 1 申請要件を満たしています。また、申請内容に虚偽はありません。
- 2 私は、君津市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないこと（法人の代表者にあつては、当該法人が君津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、将来においても該当しないこと）を誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、君津市が千葉県警察本部長に照会することについて承諾します。
- 3 君津市から申請の内容について検査又は報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金の申請に当たり、取得した物品について、目的外での使用及び譲渡を行いません。

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

賃上げ計画の表明書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

代表者氏名

当社は、 年 月において、常時使用する従業員の基本給を 年 月と比較して %増加させる方針を従業員代表の に説明し、賃上げ計画について従業員に対する表明を行いました。

なお、賃上げが未実施となる場合には、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付要綱第8条第1項の規定により、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金変更承認申請書を提出するとともに、交付決定額が減額となることに同意します。

上記の賃上げ計画について、我々従業員は 年 月 日に という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

従業員代表



第5号様式（第7条）

令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで申請のあった令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金については、下記のとおり決定（却下）したので、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 不交付

理由

第 6 号様式（第 8 条第 1 項）

令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金変更承認申請書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付け君津市指令第 号で交付決定のあった令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金について、下記のとおり変更したいので、令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

備考 変更内容がわかる書類を添付すること。

第7号様式（第8条第2項）

令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金変更承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで申請のあった令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金の変更については、下記のとおり承認（不承認）としたので、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 承認

- (1) 変更前の交付決定額 円
(2) 変更後の交付決定額 円

2 不承認

理由

第8号様式（第8条第3項）

令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金中止（廃止）届

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

届出者 氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付け君津市指令第 号で交付決定のあった令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付要綱第8条第3項の規定により届出ます。

記

1 中止（廃止）の理由

2 交付決定額 円

第9号様式（第9条）

令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金事業遂行状況報告書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

報告者 氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付け君津市指令第 号で交付決定のあった令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金に係る事業の遂行状況について、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

2 事業完了予定年月日 年 月 日

第10号様式（第10条）

令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金実績報告書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

報告者 氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付け君津市指令第 号で交付決定のあった令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金について、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 事業に要した経費 円

3 事業完了日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 補助対象事業に係る領収書又は振込受付書の写し
- (2) 設備投資後の現況写真
- (3) 賃上げ後の賃金台帳の写し（賃上げを実施する場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 1 1 号様式（第 1 1 条）

令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで実績報告のあった令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金については、下記のとおり確定したので、令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

交付確定額

円

第 1 2 号様式（第 1 2 条）

令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付請求書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

請求者 氏名又は名称

代表者氏名 ⑤

年 月 日付け君津市達第 号で額の確定のあった令和 8 年度物価高騰
対策君津市中小企業者生産性向上補助金について、令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企
業者生産性向上補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協 本・支店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

第 1 3 号様式（第 1 3 条第 2 項）

令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付け君津市指令第 号で交付決定した令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金について、下記のとおり決定を取り消したので、令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 取り消した補助金の額 円
- 2 取り消した理由

第 1 4 号様式（第 1 4 条）

令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

君津市長



令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、既に交付した令和 8 年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金の返還を下記のとおり命じます。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既交付額 年 月 日交付・ 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還方法
- 6 返還を命ずる理由

第15号様式（第15条第2項）

令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金財産処分等承認申請書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付で交付を受けた令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金に係る財産処分等の承認について、令和8年度物価高騰対策君津市中小企業者生産性向上補助金交付要綱第15条第2項の規定により下記のとおり申請します。

1 財産処分等を行う理由

2 財産処分等を行う財産

財産	取得価格
	円
	円
	円